

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、3万2598人で、出席率は、67.5%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,182	3	152	281	746
選定された裁判員候補者の数 (A)	[112.4] 132,831	[90.0] 270	[91.5] 13,915	[94.4] 26,515	[123.5] 92,131
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[77.9] 92,076	[58.7] 176	[62.8] 9,553	[65.1] 18,295	[85.9] 64,052
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[37.1] 43,806	[25.0] 75	[26.3] 3,995	[28.3] 7,956	[42.6] 31,780
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[35.4] 41,893	[24.7] 74	[24.9] 3,785	[26.9] 7,549	[40.9] 30,485
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[27.6] 32,598	[25.3] 76	[25.4] 3,867	[25.9] 7,278	[28.7] 21,377
出席率(%) (D/(B-C))	67.5	75.2	69.6	70.4	66.2
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	24.5	28.1	27.8	27.4	23.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。
 3 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、5,419人で、同期日に出席した裁判員候補者3万2,598人に占める割合は16.6%である。また、辞退が認められた総数は、4,992人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	32,598	76	3,867	7,278	21,377
辞退を申し立てた裁判員候補者数	5,419	11	486	1,002	3,920
辞退が認められた裁判員候補者数	《92.1》 4,992	《81.8》 9	《90.5》 440	《91.4》 916	《92.5》 3,627
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(1.3) 65	-	(2.0) 9	(0.7) 6	(1.4) 50
疾病傷害(法16条8号イ)	(5.8) 288	-	(6.4) 28	(5.8) 53	(5.7) 207
介護養育(法16条8号ロ)	(6.8) 337	(11.1) 1	(9.3) 41	(7.8) 71	(6.2) 224
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(49.5) 2,470	(55.6) 5	(49.3) 217	(48.0) 440	(49.8) 1,808
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(4.9) 247	-	(4.5) 20	(5.1) 47	(5.0) 180
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	-	-	-	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 24	-	(0.7) 3	(0.4) 4	(0.5) 17
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.9) 94	-	(1.8) 8	(1.7) 16	(1.9) 70
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.1) 106	(11.1) 1	(1.6) 7	(2.1) 19	(2.2) 79
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 5	-	(0.2) 1	(0.1) 1	(0.1) 3
遠隔地(辞退政令5号)	(0.7) 33	-	(0.5) 2	(0.7) 6	(0.7) 25
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(26.5) 1,323	(22.2) 2	(23.6) 104	(27.6) 253	(26.6) 964

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 4 重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)の数値は、改正裁判員法施行日である平成27年12月12日以降の数値を計上している。

(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
（実審理予定日数別）

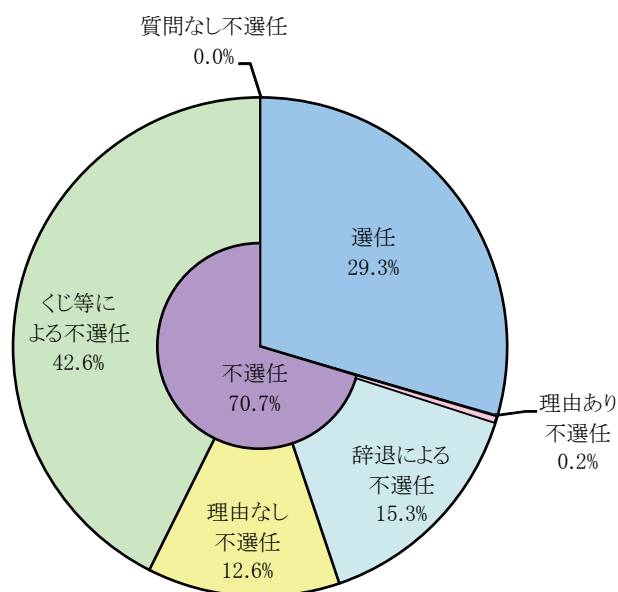
	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,182	3	152	281	746
選任手続期日に出席した裁判員候補者数	[27.6] 32,598	[25.3] 76	[25.4] 3,867	[25.9] 7,278	[28.7] 21,377
不選任決定がされた裁判員候補者数	[19.5] 23,036	[17.3] 52	[17.6] 2,668	[17.9] 5,041	[20.5] 15,275
理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 52	[0.3] 1	[0.1] 10	[0.0] 7	[0.0] 34
辞退による不選任(法34条7項)	[4.2] 4,992	[3.0] 9	[2.9] 440	[3.3] 916	[4.9] 3,627
理由なし不選任(法36条) ※注3	[3.5] 4,106	[2.3] 7	[2.6] 394	[3.1] 865	[3.8] 2,840
くじ等による不選任(法37条3項)	[11.7] 13,886	[11.7] 35	[12.0] 1,824	[11.6] 3,253	[11.8] 8,774
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注4	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 []は判決人員1人当たりの平均である。

3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。

4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を定めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

(4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録から裁判員等に選任されるまでの各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフは、選挙人名簿登録者のうち裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等を見ると、図表20のとおりである（ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。）。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,182	104,038,432	233,800	132,831	6,767	2,293	3.9
東京地裁本庁	98	7,431,066	18,200	9,230	573	193	4.2
東京地裁立川支部	21	3,383,824	5,800	1,628	128	42	2.9
横浜地裁本庁	57	6,388,261	9,600	5,460	339	120	4.8
横浜地裁小田原支部	15	984,580	1,800	1,565	84	28	6.2
さいたま地裁本庁	62	5,900,372	10,800	5,452	369	127	4.6
千葉地裁本庁	136	5,069,752	21,700	13,575	768	254	4.7
水戸地裁本庁	22	2,417,300	3,800	2,720	135	50	4.9
宇都宮地裁本庁	17	1,625,552	4,600	2,010	98	34	2.9
前橋地裁本庁	13	1,620,430	3,100	1,110	78	26	3.4
静岡地裁本庁	9	982,692	1,200	853	55	19	6.2
静岡地裁沼津支部	11	1,019,788	1,800	1,115	66	24	5.0
静岡地裁浜松支部	7	1,059,218	1,200	670	43	15	4.8
甲府地裁本庁	9	695,544	2,300	1,105	54	19	3.2
長野地裁本庁	8	866,971	1,800	780	42	14	3.1
長野地裁松本支部	2	876,088	1,400	165	13	4	1.2
新潟地裁本庁	8	1,939,014	2,300	1,290	43	16	2.6
大阪地裁本庁	98	5,141,636	19,000	10,437	562	196	4.0
大阪地裁堺支部	19	1,984,034	5,600	1,825	111	36	2.6
京都地裁本庁	23	2,089,553	5,700	4,245	119	37	2.7
神戸地裁本庁	39	3,199,142	8,700	5,422	221	79	3.4
神戸地裁姫路支部	6	1,343,140	2,000	690	37	12	2.5
奈良地裁本庁	12	1,144,830	2,000	1,185	75	26	5.1
大津地裁本庁	8	1,119,425	2,500	830	49	16	2.6
和歌山地裁本庁	10	832,354	1,700	1,740	55	20	4.4
名古屋地裁本庁	63	4,063,900	8,300	7,345	370	124	6.0
名古屋地裁岡崎支部	31	1,834,761	2,700	3,130	147	49	7.3
津地裁本庁	12	1,494,796	3,200	1,900	76	26	3.2
岐阜地裁本庁	15	1,673,462	3,000	1,330	91	30	4.0
福井地裁本庁	6	647,535	1,200	1,060	24	10	2.8
金沢地裁本庁	1	941,580	1,300	70	6	1	0.5
富山地裁本庁	3	892,351	1,200	335	18	4	1.8
広島地裁本庁	28	2,316,825	7,400	3,713	163	57	3.0
山口地裁本庁	7	1,183,956	1,800	936	43	16	3.3
岡山地裁本庁	19	1,569,076	3,800	2,620	118	40	4.2
鳥取地裁本庁	5	478,300	1,600	725	32	10	2.6
松江地裁本庁	2	581,554	1,200	230	12	4	1.3

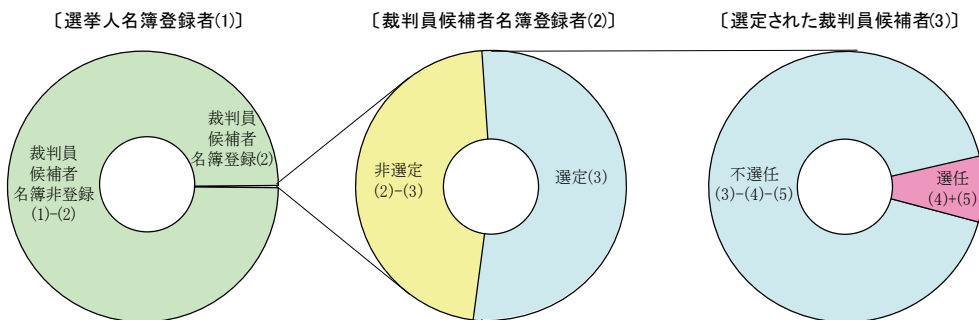
第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 $\frac{(4)+(5)}{(2)}$ (%)
福岡地裁本庁	46	3,057,585	6,700	5,765	244	80	4.8
福岡地裁小倉支部	35	1,071,619	2,600	4,225	178	59	9.1
佐賀地裁本庁	8	682,961	2,000	1,065	38	14	2.6
長崎地裁本庁	3	1,157,904	1,500	410	19	6	1.7
大分地裁本庁	7	978,269	2,400	720	42	14	2.3
熊本地裁本庁	7	1,478,676	2,300	730	30	8	1.7
鹿児島地裁本庁	18	1,380,875	2,700	2,290	98	32	4.8
宮崎地裁本庁	11	924,506	1,800	1,545	57	19	4.2
那覇地裁本庁	17	1,104,199	2,600	2,010	102	34	5.2
仙台地裁本庁	11	1,905,014	4,800	1,340	68	22	1.9
福島地裁本庁	7	461,593	1,300	880	37	12	3.8
福島地裁郡山支部	4	1,150,686	1,600	390	24	8	2.0
山形地裁本庁	3	946,316	1,800	370	22	6	1.6
盛岡地裁本庁	3	1,082,049	1,100	360	18	7	2.3
秋田地裁本庁	5	899,186	1,200	490	31	11	3.5
青森地裁本庁	6	1,134,240	3,500	685	37	12	1.4
札幌地裁本庁	28	2,789,930	5,600	3,535	157	54	3.8
函館地裁本庁	6	394,885	1,200	890	36	12	4.0
旭川地裁本庁	7	596,905	1,200	680	43	16	4.9
釧路地裁本庁	5	776,713	2,300	525	30	10	1.7
高松地裁本庁	10	821,736	2,500	1,800	55	18	2.9
徳島地裁本庁	6	646,611	1,400	540	37	13	3.6
高知地裁本庁	8	625,189	1,200	1,210	45	14	4.9
松山地裁本庁	19	1,178,123	3,200	1,880	102	34	4.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した選挙人名簿に登録された者の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

<イメージ>



図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び
補充裁判員の属性

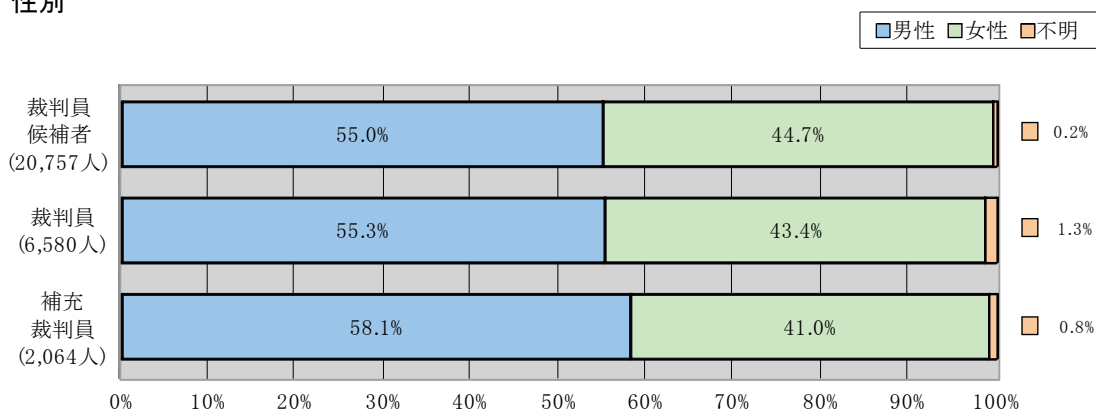
		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総数		20,757	6,580	2,064
性別	男性	11,422	3,637	1,200
	女性	9,286	2,859	847
	不明	49	84	17
年代別	20代	2,669	903	263
	30代	3,964	1,318	398
	40代	4,990	1,592	531
	50代	4,132	1,318	425
	60代	4,421	1,224	397
	70歳以上	531	133	31
	不明	50	92	19
職業別	お勤め	10,965	3,774	1,192
	自営・自由業	1,436	414	144
	パート・アルバイト	3,725	1,003	339
	専業主婦・専業主夫	2,000	618	173
	学生	131	60	16
	無職	1,876	427	138
	その他	501	172	38
	不明	123	112	24

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。

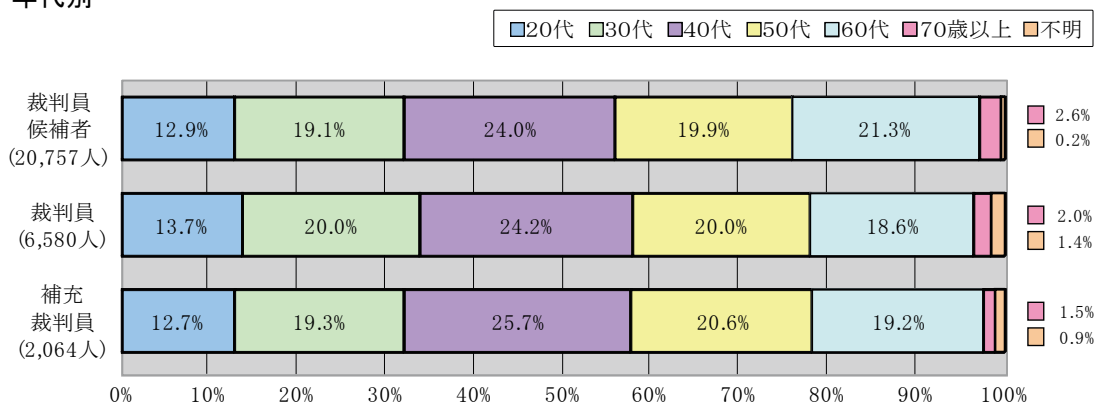
2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

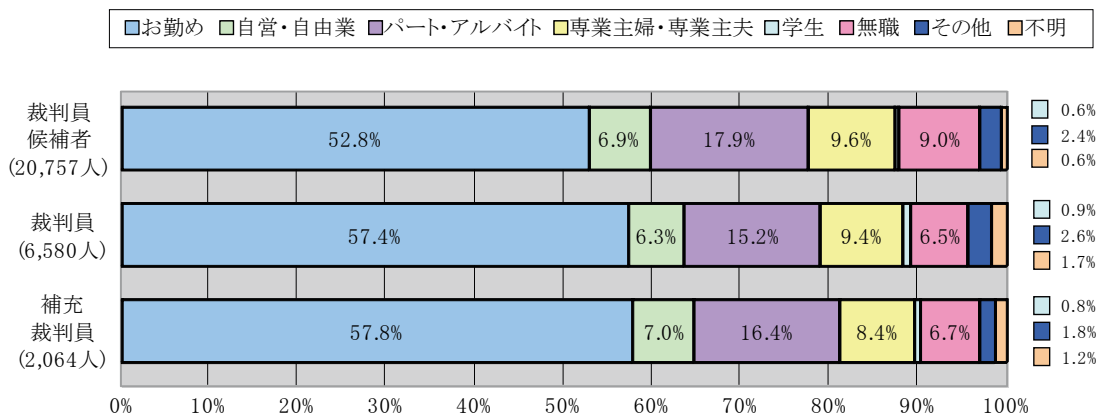
性別



年代別



職業別



図表2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員								選任された 補充裁判員 数の平均
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員 数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人 以上	
総数		1,182	-	28	1,047	80	24	2	1	2.1
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	3	-	-	3	-	-	-	-	2.0
	3日	152	-	17	135	-	-	-	-	1.9
	4日	281	-	5	273	1	2	-	-	2.0
	5日以上	746	-	6	636	79	22	2	1	2.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数 (延べ人員)}}{\text{判決人員 (実人員)}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		1,182	24	389	358	185	226
裁判員	総数	(0.14) 160	-	(0.10) 39	(0.10) 37	(0.14) 26	(0.26) 58
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	5	-	2	2	-	1
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	1	-	-	-	-	1
	辞任申立て	154	-	37	35	26	56
補充裁判員	総数	(0.17) 196	(0.08) 2	(0.14) 56	(0.13) 45	(0.18) 33	(0.27) 60
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	3	-	1	1	-	1
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	60	-	7	19	11	23
	必要がないと認めたもの(法45条)	(0.11) 133	(0.08) 2	(0.12) 48	(0.07) 25	(0.12) 22	(0.16) 36

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 () 内は判決人員1人当たりの平均である。

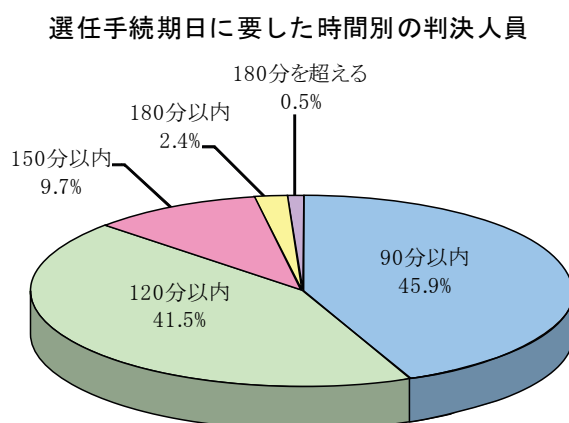
(6) その他

選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、99.3分であり、出席した裁判員候補者の平均は、27.6人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

		判 決 人 員							出席した 裁判員 候補者 総数
		総数	出席した裁判員候補者数						
			30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内	50人を 超える	
総 数		1,182	892	156	85	24	8	17	32,598
選 任 手 続 期 日 に 要 し た 時 間	90分以内	542	462	53	23	4	-	-	13,835
	120分以内	491	366	76	35	8	2	4	13,602
	150分以内	115	56	23	21	9	2	4	3,714
	180分以内	28	8	3	4	3	4	6	1,132
	180分を超える	6	-	1	2	-	-	3	315

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	132,831 [112.4]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	40,755 [34.5]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	92,076 [77.9]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	43,806 [37.1]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	32,598 [27.6]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	67.5			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
 4 [] は、総数を判決人員（実人員1,182人）で除した平均値である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

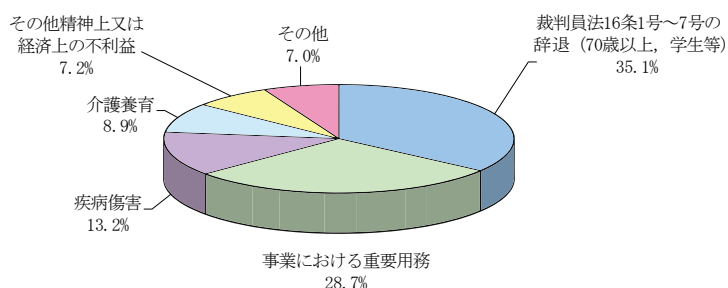
図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,182			
選定された裁判員候補者の数	132,831			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 86,201 <100.0>	(100.0) 39,316 <45.6>	(100.0) 41,893 <48.6>	(100.0) 4,992 <5.8>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(35.1) 30,246	(65.4) 25,718	(10.7) 4,463	(1.3) 65
疾病傷害(法16条8号イ)	(13.2) 11,341	(19.0) 7,478	(8.5) 3,575	(5.8) 288
介護養育(法16条8号ロ)	(8.9) 7,633	(4.1) 1,614	(13.6) 5,682	(6.8) 337
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(28.7) 24,736	(6.9) 2,729	(46.6) 19,537	(49.5) 2,470
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.7) 1,425	(0.4) 167	(2.4) 1,011	(4.9) 247
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	-	-	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.8) 712	(0.4) 148	(1.3) 540	(0.5) 24
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.3) 1,154	(0.4) 159	(2.2) 901	(1.9) 94
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 658	(0.1) 43	(1.2) 509	(2.1) 106
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 116	(0.1) 21	(0.2) 90	(0.1) 5
遠隔地(辞退政令5号)	(2.3) 1,985	(1.0) 407	(3.7) 1,545	(0.7) 33
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.2) 6,195	(2.1) 832	(9.6) 4,040	(26.5) 1,323

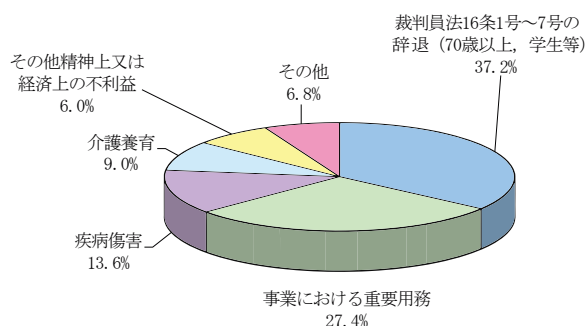
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 ()は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。
 3 < >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。
 4 重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)の数値は、改正裁判員法施行日である平成27年12月12日以降の数値を計上している。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

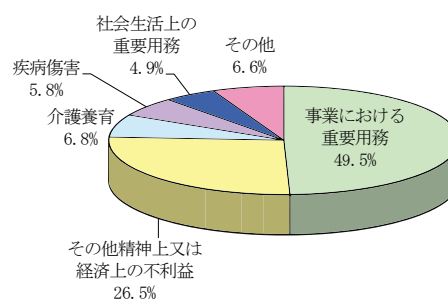
〔総数〕



〔選任手続期日前〕



〔選任手続期日当日〕



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*11}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

*11 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数					辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	64.9	65.2	60.5	61.7	66.5	広島地裁本庁	69.8	-	57.8	62.8	72.5
東京地裁本庁	60.2	-	55.3	57.9	61.8	山口地裁本庁	70.0	-	68.3	62.2	75.3
東京地裁立川支部	57.6	-	51.4	52.3	59.1	岡山地裁本庁	66.4	-	60.8	63.8	67.0
横浜地裁本庁	59.1	-	-	54.0	59.9	鳥取地裁本庁	74.9	-	68.4	-	75.9
横浜地裁小田原支部	62.7	-	65.8	58.8	61.9	松江地裁本庁	75.2	-	-	-	75.2
さいたま地裁本庁	61.8	-	58.4	61.3	63.4	福岡地裁本庁	66.1	-	53.1	64.3	67.3
千葉地裁本庁	62.6	-	57.5	59.1	64.2	福岡地裁小倉支部	69.0	64.4	65.7	69.5	70.2
水戸地裁本庁	70.2	-	71.1	64.4	71.5	佐賀地裁本庁	65.6	-	-	60.0	67.7
宇都宮地裁本庁	66.5	-	65.9	64.3	67.0	長崎地裁本庁	76.3	-	-	73.1	77.9
前橋地裁本庁	62.1	-	59.2	60.2	68.6	大分地裁本庁	65.1	65.6	60.0	66.7	65.4
静岡地裁本庁	62.4	-	55.0	62.9	68.6	熊本地裁本庁	61.1	-	58.8	67.1	60.8
静岡地裁沼津支部	68.3	-	-	65.9	68.4	鹿児島地裁本庁	69.7	-	68.8	64.8	71.5
静岡地裁浜松支部	67.5	-	67.2	60.0	72.8	宮崎地裁本庁	64.7	-	-	57.8	65.1
甲府地裁本庁	64.4	-	61.1	58.3	66.1	那覇地裁本庁	62.5	-	62.2	63.7	62.3
長野地裁本庁	62.6	-	66.7	65.8	58.9	仙台地裁本庁	64.6	-	-	-	64.6
長野地裁松本支部	64.2	-	-	58.9	70.7	福島地裁本庁	64.3	-	-	64.8	64.0
新潟地裁本庁	71.3	-	-	63.2	74.2	福島地裁郡山支部	62.1	-	62.5	57.5	63.5
大阪地裁本庁	60.1	-	50.7	57.3	61.6	山形地裁本庁	65.9	-	-	55.0	70.0
大阪地裁堺支部	60.9	-	57.9	56.0	62.3	盛岡地裁本庁	61.4	-	66.0	59.0	60.0
京都地裁本庁	67.9	-	57.5	54.9	70.4	秋田地裁本庁	64.3	-	-	-	64.3
神戸地裁本庁	68.9	-	57.7	62.7	72.0	青森地裁本庁	64.8	-	-	-	64.8
神戸地裁姫路支部	66.2	-	60.5	65.7	69.0	札幌地裁本庁	65.7	-	58.4	66.7	67.0
奈良地裁本庁	62.6	-	61.1	61.0	63.7	函館地裁本庁	64.8	-	69.4	62.8	66.1
大津地裁本庁	61.7	-	57.5	61.0	65.4	旭川地裁本庁	65.1	-	66.7	64.8	64.3
和歌山地裁本庁	71.7	-	-	68.6	72.5	釧路地裁本庁	69.7	-	-	67.5	76.8
名古屋地裁本庁	65.8	-	59.3	60.9	67.4	高松地裁本庁	75.7	-	77.5	-	75.4
名古屋地裁岡崎支部	66.6	-	59.6	64.4	67.5	徳島地裁本庁	60.0	-	63.8	57.9	56.7
津地裁本庁	70.3	-	-	65.1	73.2	高知地裁本庁	68.6	-	-	68.2	68.7
岐阜地裁本庁	67.3	-	62.5	67.9	67.5	松山地裁本庁	66.5	-	64.2	67.8	67.6
福井地裁本庁	72.4	-	-	55.0	75.9						
金沢地裁本庁	58.6	-	58.6	-	-						
富山地裁本庁	66.0	-	-	62.7	67.6						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	64.9	65.2	60.5	61.7	66.5
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	22.8	27.0	23.3	23.3	22.5
疾病傷害(法16条8号イ)	8.5	9.3	8.5	8.3	8.6
介護養育(法16条8号ロ)	5.7	5.6	5.6	5.6	5.8
事業における重要用務(法16条8号ハ)	18.6	14.1	15.0	16.0	19.9
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.1	0.7	1.0	0.9	1.1
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	-	-	-	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.5	1.1	0.4	0.5	0.6
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.9	1.5	0.7	0.9	0.9
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5
出産等への立会い等(辞退政令4号)	0.1	-	0.1	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.5	2.2	1.4	1.3	1.5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.7	3.3	3.9	4.5	4.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
 2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。
 3 重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)の数値は、改正裁判員法施行日である平成27年12月12日以降の数値を計上している。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	132,831	8,919	16,990	16,305	5,395	8,544	11,367
辞退が認められた裁判員候補者の数	(64.9) 86,201	(65.7) 5,858	(67.9) 11,535	(67.1) 10,939	(63.2) 3,407	(62.1) 5,305	(61.1) 6,940
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		12,291	4,655	9,610	13,152	10,348	15,255
		(63.2) 7,766	(66.8) 3,111	(63.7) 6,120	(63.6) 8,364	(64.9) 6,713	(66.5) 10,143

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 () は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

(1) 対象事件・合議体の構成

ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である(法2条1項)。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う(除外決定、法3条1項)。

さらに、平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、長期間の審判を要する事件等についても決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱うこととされた(除外決定、法3条の2第1項)。

イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実と争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる(法2条2項、3項)。

(2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起(起訴)することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない(法49条)。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定

を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（**第1回公判期日前の鑑定**，法50条1項）。

審理期間と対比した公判前整理手続の期間・期日回数の状況は、図表33及び図表35ないし図表40のとおりである。

イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**実審理期間・開廷回数**の状況は、図表42ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ手続**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論）、最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述）、審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表46ないし図表57のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定）、順次、区分し

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

た事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある（法74条）。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

ウ 評議

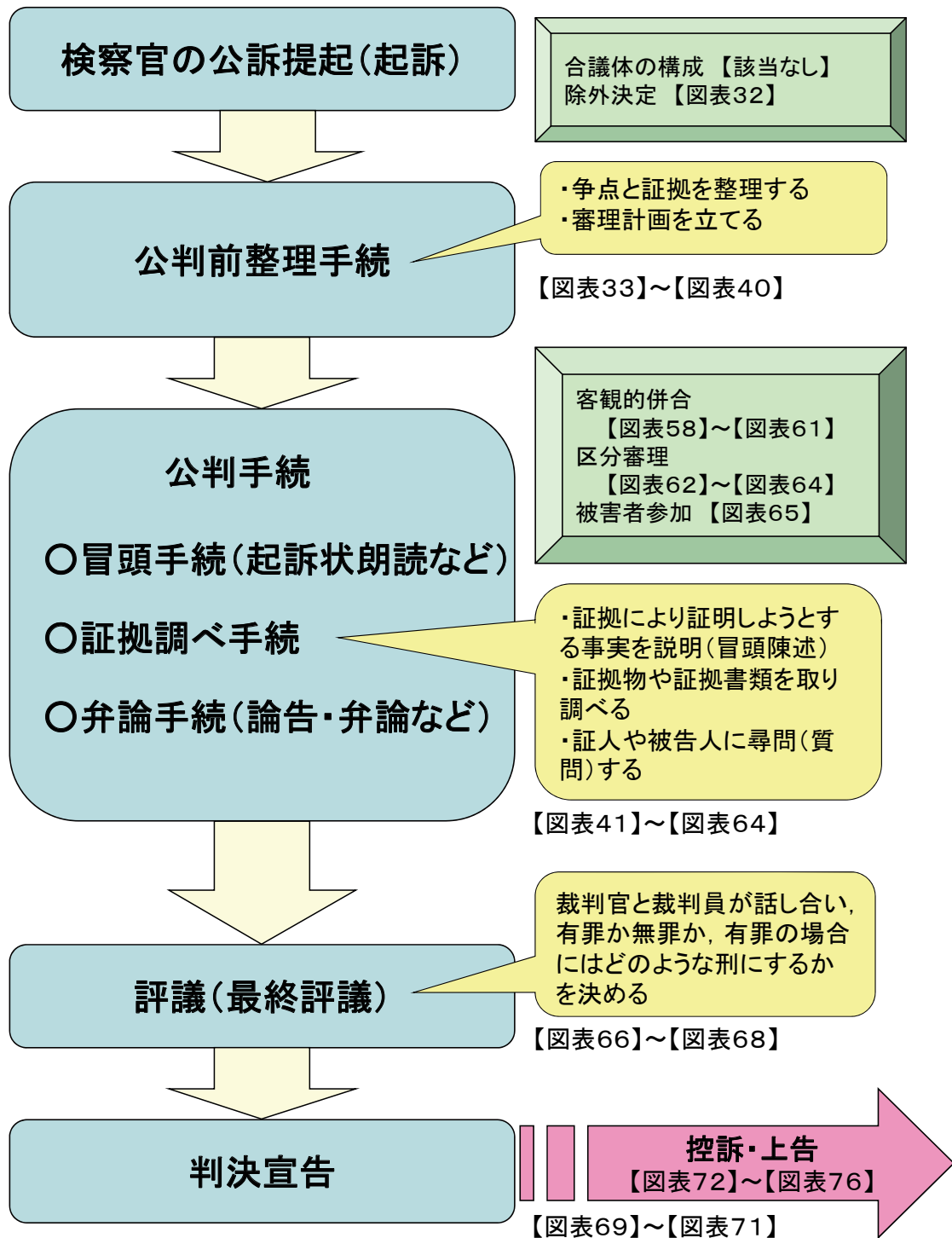
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議）、それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果、上告理由、上告審の結果の状況等は、図表69ないし図表76のとおりである。

オ なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。また、裁判員裁判以外の裁判との対比のため、地裁通常第一審事件における審理期間や開廷回数の推移も参考として示した。